

入院時の食事負担金の変更について

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響から、厚生労働省より令和 8 年 6 月 1 日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。

これに伴い、当院でも令和 8 年 6 月 1 日から下記のように変更となります。

ご理解の程よろしくお願いいたします。

入院時の食事療養の標準負担額（患者負担分）

所得区分		8 年 5 月 31 日まで	8 年 6 月 1 日から
70 歳未満	70 歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	1 食につき 510 円	1 食につき 550 円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1 食につき 240 円	1 食につき 270 円
—	低所得Ⅰ	1 食につき 110 円	1 食につき 130 円

（注 1）所得区分によって医療費の自己負担額や食事療養負担額が定められています。

（注 2）公費医療（難病）等により、負担額が異なる場合があります。

負担額の詳細については、下記へお問い合わせください。

- ・国民健康保険保険（国保）、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合（組合）の方は、「加入保険者」へ
- ・指定難病等で医療費助成制度の認定を受けている方は、住所地を所轄する「保健所」へ

医療法人徳洲会 清川病院

医事課 入院係